「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）」（素案）

第1章　策定の趣旨

１．策定の趣旨

令和元年６月に公布・施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」及び令和２年７月に策定された国の読書バリアフリー基本計画を踏まえ、同法第８条に定められた地方公共団体の計画である大阪府の計画を策定。

２．計画の理念・役割

視覚障がい者等の読書環境の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現をめざす。

３．計画期間

令和３年度から概ね５年（国基本計画に準じる）

第２章　現状と課題（地方公共団体が検討すべきもの）

１．視覚障がい者等が利用可能な読書手段

ア．点字図書、アクセシブルな情報システム図書（音声デイジー、テキストデイジー、マルチメディアデイジー）など、視覚障がい者等向けに提供される書籍（以下「アクセシブルな書籍等」という。）

イ．一般書籍の拡大、ＯＣＲ（光学文字認識）処理をかけてテキストデータ化した書籍の読み上げ

ウ．電子書籍の読み上げ

エ．公立図書館の対面朗読サービス

２．視覚障がい者等の読書における課題

ア．アクセシブルな書籍等は一般の書籍と比べて発行数が非常に少ない。

（新刊点数：約７．２万冊／年、サピエ図書館に登録された点字データ：約１．２万タイトル／年）

イ．アクセシブルな書籍等は、一般書籍の出版時に同時製作しても、校正等に時間を要するため、発行のタイミングは遅くなることが多い。

ウ．アクセシブルな書籍等は小説など文芸書の割合が多く、学習用図書や専門書が少ない。

（令和２年３月の一般社団法人電子出版制作・流通協議会調査報告書によると、サピエ図書館におけるジャンル別タイトル比率では、文学が５３％を占める）

エ．点訳や音訳等、製作に携わる人材が不足している。

オ．点字ディスプレイやデイジープレイヤーなど、アクセシブルな書籍等の利用に必要な読書支援機器類は高額なものも多いため、購入には負担が大きい。また、機器の使用方法習得には時間が必要。

カ．障がい等級等により、利用できるサービスに制限を設けている場合がある。

キ．公立図書館・点字図書館・サピエ図書館におけるサービスが周知されていない。

ク．電子書籍は徐々に増えつつあるが、まだ発行数は少ない。また、出版社によって電子書籍リーダー等の操作方法が異なるほか、読み上げできない種類の書籍がある。

第３章　基本方針及び施策の方向性

１．基本方針

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず、全ての府民が読書活動を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することをめざす。

２．施策の方向性と内容

資料６

（１）アクセシブルな書籍等の充実（法第９、１０条）

アクセシブルな書籍等の量的拡充とともに、製作されたアクセシブルな書籍等の共有化を促進する。

（具体的な施策）

ア．公立図書館、点字図書館における点訳・音訳等資料の製作

イ．公立図書館、学校図書館における電子書籍の活用の検討

ウ．公立図書館、点字図書館で製作した点訳・音訳データ等の国会図書館・サピエ図書館への提供

エ．公立図書館、学校図書館、点字図書館、国会図書館、サピエ図書館の連携による相互貸出等

（２）公立図書館等の人材育成・体制整備（法第９、１１、１５、１７条）

公立図書館、学校図書館の司書をはじめとする職員、ボランティア・図書館協力者等を対象とした研修、点訳・音訳者、朗読者等の養成を行うとともに、関係者間の連携を図る。

（具体的な施策）

ア．公立図書館、学校図書館、点字図書館職員への応対研修の実施

イ．学校における教職員間の連携、ボランティア等図書館協力者との連携

ウ．公立図書館、点字図書館における点訳・音訳者、朗読者等の養成

エ．府民への点訳・音訳資料製作過程の紹介等による興味・きっかけ作り

（３）利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実（法第９、１４、１５条）

図書館における施設・設備（機器）の整備や情報提供体制・障がい者サービスを充実するとともに、読書支援機器の給付及び利用に関する支援等により、環境整備を図る。

（具体的な施策）

ア．図書館施設のバリアフリー化、読書支援機器等の整備

イ．読書支援機器の給付（市町村における日常生活用具給付等事業）への継続支援

ウ．行政機関、製造メーカー等が連携した読書支援機器の使用体験講習会の実施検討

エ．公立図書館、学校図書館、点字図書館等における読書支援機器の利用・入手方法の周知・案内

オ．公立図書館における情報提供体制及び障がい者サービスの実施

カ．障がいの種類によらない利用サービスの拡大検討

（４）図書館サービスに係る情報発信（法第９、１０条）

府立図書館、サピエ図書館等の利用方法、サービス内容について、情報を必要とする府民に届くよう発信し、利用の底上げを図る。

（具体的な施策）

ア．ＩＣＴ活用による資料・情報へのアクセス向上

イ．小・中・高・支援学校における公立図書館、学校図書館、点字図書館の利用の周知・案内

ウ．公立図書館、サピエ図書館、国会図書館のサービス内容の周知

（５）国、市町村との連携

書籍のアクセシブル化をはじめ、読書環境の整備の推進に必要な措置について、国への要望とともに、府立図書館、市町村等と連携して施策を実施する。